

2006年7月13日  
(平成18年)

藤沢市議会議長 国松誠様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

請願及び陳情の処理事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年7月6日付けで諮問（第204号）された請願及び陳情の処理事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することについて並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (3) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由は認められない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びに目的外に提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

請願は、憲法第16条の規定により、何人もその権利を有することが定めら

れ、地方自治法第124条には、議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出することが義務づけられている。

提出された請願は、藤沢市議会会議規則第85条の規定により、また陳情については地方自治法第109条の規定により、常任委員会に付託し審査を行う際に、理事者に説明を求めていることから、請願・陳情書の写しを理事者（担当部局）に送付している。

また、地方自治法第115条の規定により、常任委員会を含めた議会の会議は公開を原則としており、傍聴者にも請願・陳情書の内容を公開し、審議結果についても議事録等で広く市民に公開をしている。

これは、藤沢市情報公開条例第6条第1項第1号イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、請願・陳情者の氏名、住所、印影等の個人情報も含め、従来から情報公開をしているものである。

さらに、請願・陳情によっては、連名や署名を集め提出される場合があり、この場合についても、請願・陳情者の意見や主張に賛同し署名を行うことから、当該請願・陳情者と主旨において同一的立場であるとの認識から、慣行として公にされる情報としての取り扱いを行ってきたが、現在まで請願・陳情に係る署名簿の情報公開請求事例はない。

しかし、「個人情報の保護に関する法律」が施行され、個人情報保護に関する市民の関心も高いものがあり、請願・陳情者の氏名、住所等は個人情報であることから、請願・陳情に係る個人情報の取り扱いについて、改めて諮問することに至ったものである。

## (2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

請願・陳情が議会に提出されると、議会において常任委員会に付託し審査を行う際に、理事者（担当部局）に説明を求めていることから、議会に提出された請願書・陳情書の写しを理事者に送付している。

これは、請願・陳情の内容や趣旨に不明な点がある場合には、理事者が請願・陳情者に連絡し、その内容や趣旨を確認する必要があることから、また、署名簿については請願・陳情の内容に地域的な問題が含まれている場合に、署名簿により住所等を確認し地域を特定するなどの必要が生じることからであるが、署名簿については個人情報の集合体であることから、理事者が必要とする場合に限り、請願・陳情者の個人情報を目的外に利用させることについて本人から同意を得られない場合においても、理事者（担当部局）に請願・陳情者の個人情報を目的外に利用させる必要性があると判断するものである。

## (3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

請願・陳情が議会に提出される際に、口頭により氏名・住所・印影等の個人

情報の公表による目的外提供についての同意を得ているものであるが、連名者や署名簿の署名者がいる場合には、それぞれ本人の同意を得ているものではない。

しかし、請願・陳情が議会に提出されると、議会において常任委員会に付託し審査を行う際に、請願・陳情者の氏名、住所、請願の理由を明らかにし、その内容は常任委員会等の傍聴者にも公開しているところであり、審議結果についても議事録等で広く市民に公表しているところである。

これは、憲法及び地方自治法で定める請願・陳情権を尊重し、また議会における会議や、審議経過や審議結果は公開を原則としていることからである。

そのため、請願・陳情者の個人情報を目的外に提供することについて同意を得られない場合においても、議会での会議の内容を明らかにし公表する議会事務の性格から、傍聴者を含めた一般市民に請願・陳情者の個人情報を目的外に提供する必要があると判断するものである。

ただし、請願・陳情に伴う署名簿については、署名者個々の個人情報が記載された名簿であり、議会に提出された署名簿が広く公開されることまで、個々の署名者が認識しているとは想定できないこと、また署名簿を公開することにより署名者に不利益を与える可能性が否定できないことから、署名簿については目的外の提供を含め公開はしないこととしたい。

なお、議会が審査を行う上で、署名簿を閲覧する必要がある場合においては、藤沢市個人情報の保護に関する条例では、実施機関の職員に特別職である議員も含まれ、当然条例に定める罰則規定の対象ともなることから、目的外の提供には当たらないと解するものである。

#### (4) 目的外に利用させること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

請願・陳情が議会に提出される際に、口頭により氏名・住所・印影等の個人情報の目的外利用及び提供についての同意を得ているものであるが、連名者や署名者がいる場合は、それぞれ本人の同意が得られていない。

目的外の利用をさせる場合、当該請願・陳情の賛同者として請願・陳情者と同一視することが可能であること、また、事案によっては、通知すべき対象者が多数で、通知する費用や事務量が過分となり、事務処理の効率性が損なわれることから、本人通知を省略する合理的理由があると考えられるものである。

また、目的外に提供する場合においても、請願・陳情の連名者については、当該請願・陳情者と同一視しているため、本人通知を省略することとしたい。

しかし、自己情報のコントロール権を尊重する必要があることから、請願・陳情に係る個人情報の目的外利用及び目的外提供について、本人通知に代えて、議会報等に掲載し周知を図っていききたい。

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(4)までの判断をするものである。

#### (1) 前提となる問題について

今回の諮問は、個々の請願・陳情についての署名者の住所氏名に係る個人情報をも目的外に利用ないし提供することを求めるものではなく、包括的にすべての請願・陳情に係る署名者の住所氏名等の目的外利用ないし目的外提供を求めるものである。しかし、請願・陳情はその内容がまちまちであり、それと相まって署名者の政治信条・思想に密接に関連するセンシティブ性の高い個人情報であるから、個別に対象として目的外利用ないし提供について判断されなければならない。よって、包括的な今回の諮問それ自体が問題である。不承認といわざるを得ない。

#### (2) 目的外に利用させる必要性について

実施機関の説明によれば、請願・陳情が議会に提出されると、議会において常任委員会に付託し審査を行う際に、理事者（担当部局）に説明を求めていることから、議会に提出された請願書・陳情書の写しを理事者に送付している。

これは、請願・陳情の内容や趣旨に不明な点がある場合には、請願・陳情者に連絡し、その内容や趣旨を確認する必要があることから、また、署名簿については請願・陳情の内容に地域的な問題が含まれている場合に、署名簿により住所を確認し地域を特定するなどの必要が生じることからであるが、署名簿については個人情報の集合体であることから、理事者が必要とする場合に限り、請願・陳情者の個人情報を目的外に利用させることについて本人から同意を得られない場合においても、理事者（担当部局）に請願・陳情者の個人情報を目的外に利用させる必要性があるとのことである。

しかし、そもそも議会に提出された請願・陳情を、どのように、どの程度、所管部局に利用させるかは、議会の自律権に委ねられるべき事項である。議会が作成した基準が条例に照らして問題がないか判断するのであればともかく、議会が作成した基準もなしに、いきなり承認することはふさわしくない。したがって、目的外に利用させる必要性は認められない。

#### (3) 目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によれば、請願・陳情が議会に提出される際に、口頭により氏名・住所・印影等の個人情報の公表による目的外提供についての同意を得ているものであるが、連名者や署名簿の署名者がいる場合には、それぞれ本人の同意を得ているものではない。

しかし、請願・陳情が議会に提出されると、議会において常任委員会に付託

し審査を行う際に、請願・陳情者の氏名、住所、請願の理由を明らかにし、その内容は常任委員会等の傍聴者にも公開しているところであり、審議結果についても議事録等で広く市民に公表しているところである。

これは、憲法及び地方自治法で定める請願・陳情権を尊重し、また議会における会議や、審議経過や審議結果は公開を原則としていることからである。

そのため、請願・陳情者の個人情報をも目的外に提供することについて同意を得られない場合においても、議会での会議の内容を明らかにし公表する議会事務の性格から、傍聴者を含めた一般市民に請願・陳情者の個人情報を目的外に提供する必要性があるとのことである。

しかし、そもそも議会に提出された請願・陳情を、どのように、どの程度、公開するかは、議会の自律権に委ねられるべき事項である。議会が作成した基準が条例に照らして問題がないか判断するのであればともかく、議会が作成した基準もなしに、いきなり承認することはふさわしくない。したがって、目的外に提供する必要性は認められない。

(4) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

(1)から(3)で前述したとおり、目的外に利用させる必要性及び目的外に提供する必要性が認められない以上、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理性は、当然に認められない。

以 上